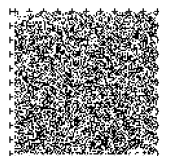


令和 8 年 5 月 26 日

令和 8 年度第 1 回
世田谷区障害者施策推進協議会

（注意） 一部、音声コードによる音声と文章が
一致しないことがあります。ご了承ください。



午後 6 時30分開会

○障害施策推進課長 それでは、定刻になりましたので会を始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより令和8年度第1回世田谷区障害者施策推進協議会を開催いたします。

私は、4月より障害施策推進課長に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は本年度初めての開催になりますので、改めて協議会の進行方法について御案内させていただきます。本協議会は、この会場での対面形式とZ o o mを使用したオンラインを併用して開催いたします。発言方法についてですが、会場参加の委員の皆様は、挙手をいただき指名を受けましたら、マイクをお渡しします。最初にお名前を名づけていただいた上で御発言ください。オンライン参加の皆様については、基本的にマイクをミュートに設定していただき、御発言の際にはZ o o mの「手を挙げる」ボタンを押していただき、指名を受けましたらミュートを解除し、発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、再度ミュート設定をお願いいたします。

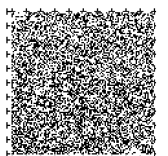
続きまして、本日の委員の欠席状況ですけれども、鶴見大学短期大学部の委員、玉川医師会の委員、世田谷薬剤師会の委員から御欠席の連絡をいただいております。委員28名のうち、過半数を超える方に御出席いただいておりますので、本日の協議会は成立しております。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、部会長より御挨拶をお願いいたします。

○部会長 遅い時間にお集まりいただき、ありがとうございます。

今、国のほうでは、社会福祉法の改正と、民法、成年後見制度の改正の真ただ中で、今度の国会で多分成立するだろうと言われていますが、ああいう場



でも、当事者団体の方、以前、東京都の育成会でも活躍されていた佐々木さんなんかが本当に活躍をしてくださっていて、心強いなど。ここでも当事者委員の方には御家族を含めていろいろと貴重な御意見をいただいておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

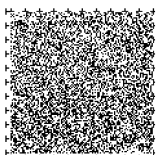
○障害施策推進課長 ありがとうございます。

続きまして、障害福祉部長より御挨拶申し上げます。

○障害福祉部長 皆様、こんばんは。障害福祉部長でございます。障害福祉部長3年目となりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、また夜間にお集まりいただきましてありがとうございます。本日の協議会の内容につきましては、次第にも書いてございますとおり、協議事項は大きく2つありまして、次期せたがやインクルージョンプランの策定に向けた検討につきましては前回からの引き続きということで、前回皆様からいただいた御意見を参考に修正しておりますので、改めて皆様方の御意見をお伺いしたいと思っています。

もう1点ですけれども、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の改正に向けた検討についてということで、こちらは後ほどまた詳細を説明しますが、最初なので私からも説明いたしますと、この条例自体は令和5年1月に施行いたしまして、今、それから3年半弱たっているところです。実を言いますと、条例の区議会への提案のタイミングと、国連から日本政府への障害者権利委員会の勧告がありまして、その時期がほぼ同じだったのです。私自身は、この条例は国連勧告の内容もある程度踏まえていると思っておりますけれども、一部ちょっと間に合わなかったというか、宿題として残された部分がありまして、今回、区議会からの指摘もあり、条例改正に向けて検討していこうと考えております。ただ、大幅な改正というよりは、ある程度テーマを絞ってやりたいと思っておりますので、こちらにつきましても皆様方の忌憚の



ない御意見をいただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○障害施策推進課長　続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。最初に、次第になります。続いて、資料１、本協議会の委員名簿、区管理職名簿です。続いて、資料２、次期せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定に向けた検討についてです。続いて、資料２－１（参考）、＜自立支援協議会＞次期インクルージョンプランへの二次意見についてです。続いて、資料３、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の改正に向けた検討についてです。こちらの資料３につきましては、会場参加の方には机上にて配付しております。Z o o m参加の方については、説明時に画面共有いたします。最後に、今回の資料への質問・意見用紙、令和７年度第３回議事録と終了後にいただいた意見をお配りしております。

配付資料は以上となります。不足がございましたら最寄りの職員にお声かけください。大丈夫でしょうか。

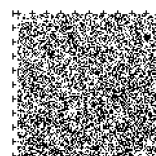
加えて、御発言の際のお願いがございます。今回もオンラインを併用しての開催となりますので、会場参加の委員の皆様も必ずマイクを使用して御発言をお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては部会長にお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願いいたします。

○部会長　では、本日の議事に入っていきます。

まず、次第の４、委員紹介ということで、事務局からの説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長　では最初に、資料１を御覧ください。本協議会の委員名簿でございます。本日より就任した委員が２名いらっしゃいます。名簿順にこちらからお名前をお呼びさせていただきますので、簡単に御挨拶をお願いいたします。



それでは、委員、お願いいたします。

○委員 前任者の退任に伴い委員を引き継ぎました。今年度、世田谷区手をつなぐ親の会の会長になりました。10年前に特別支援学校PTAの代表として本協議会に2年間参加しました。当時の協議会では多くを学んだ経験があり、親の会の会長が積極的に発言していた姿に強い印象を受けました。再び委員に就任したので精いっぱい務めていきたいと思います。

○障害施策推進課長 続きまして、委員、オンライン参加ですかね。お願いいたします。

○委員 皆様、初めまして。東京都立中部総合精神保健福祉センターと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

現在の職務としましては、精神障害者の支援に携わる地域の関係機関、西南部10区の広域の支援を行っております。初めてでちょっと緊張しておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

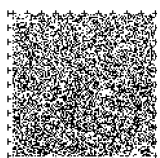
○障害施策推進課長 ありがとうございました。

続きまして、資料1の裏面を御覧ください。区の出席管理職の名簿でございます。備考に「新」とついているのが今年度より着任した管理職及び初めて協議会に参加する管理職になります。御確認ください。

また、会場参加の障害福祉部の新規管理職に限り御挨拶させていただきます。障害保健福祉課長です。

○障害保健福祉課長 この4月から障害保健福祉課長になりました。5年前まで同じ障害保健福祉課で係長としておりまして、障害福祉部で9年間いたのかな。その前は子ども部のほうで、合わせて13年間、発達障害の支援に携わってきたのですが、このたび5年ぶりに戻ってまいりましたので、またよろしくお願いいたします。

○障害福祉部副参事 この4月に障害福祉部情報化推進・施設整備担当の副参



事に着任しました。前の職場は世田谷保健所だったのですけれども、障害福祉部では障害者の施設整備関係や就労関係の担当をさせていただきますので、皆様よろしく願いいたします。

○障害施策推進課長 委員紹介については以上になります。

○部会長 ありがとうございました。新しい委員の方、どうぞよろしく願いいたします。

では続いて、5番目の協議事項に入らせていただきます。

まず、次期せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定に向けた検討についてということで、課長からの御説明をお願いいたします。

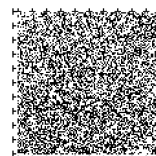
○障害施策推進課長 それでは、次期せたがやインクルージョンプランの策定に向けた検討について御説明いたします。ちょっと長くなりますので御容赦ください。

1、主旨でございます。令和8年度からの次期せたがやインクルージョンプランの策定に向けて、障害者（児）等実態調査や障害者施策推進協議会、自立支援協議会からの意見等を踏まえた検討状況について御報告いたします。

次のページに移ります。基本理念です。四角の枠で囲ってあります「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して 住み慣れた地域で支えあい 選択した自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」でございます。

続いて、3ページ目、行動コンセプトです。こちらは引き続きですけれども、「当事者の選択を支える」というコンセプトになります。具体的に2つございます。「選択」を支える環境整備、それから「選択」するための支援ということで、こちらに提示しております。中身については御確認ください。

続いて、4ページ目です。施策体系、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例を計画策定の基礎とし、条例に掲げる4つの項目を施策



の柱とした大項目、そして目的に応じて分類した14の中項目により構成いたします。

大項目はこちらに記載の4つ。1つ目は、障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消、2つ目は、安心して暮らし続けることができる地域づくり、3つ目は、参加及び活躍の場の拡大、4つ目は、情報コミュニケーションの推進です。

続いて、5ページ目です。施策の構築のための視点ですけれども、大きく3つ。視点1は、当事者参加です。視点2は、相互理解です。視点3は、担い手支援です。

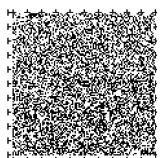
次の6ページですけれども、4ページと5ページの施策体系と視点のマトリックス図のようなものになっております。

7ページ目、次期計画の章立てでございます。現在の計画の構成を基本とした章立てとして、第6章「計画策定の経過」に自立支援協議会からの意見を追加してございます。これは8ページ目を参照していただければと思います。

また、7ページ目の下のほうですけれども、施策の取組について、障害者総合支援法や精神保健福祉法等の法改正の内容や、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する国の基本指針、世田谷区自立支援協議会や障害者施策推進協議会からの意見等を踏まえて施策の取組を検討し、次期計画に位置づけます。

続きまして、9ページ目を御覧ください。8の重点取組です。世田谷区障害者施策推進協議会における議論、障害者（児）実態調査、世田谷区自立支援協議会の意見、国の基本指針等に基づき、以下の9点を次期計画の重点取組といたします。

では、10ページ目から、この9項目を1項目ずつ説明いたします。1、障害理解の促進・差別解消です。背景・課題についてですけれども、障害者（児）実態調査では、次の回答ということで、「あなたが希望する暮らしを実現する



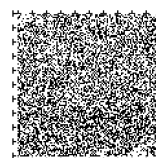
ためには、どのようなことが必要だと思いますか」という問に対し、「周囲の人の障害への理解」という回答数が19.4%で最も多く、特に精神障害、発達障害では4割近い回答となりました。「障害を理由とする差別や偏見を感じたことがありますか」という問に対して、「ある」とか「少しある」と回答した方が29.8%でした。知的障害、発達障害、精神障害では、「ある」、「少しある」が5割を超える回答となりました。

自立支援協議会より、地域課題から抽出した目指すべき地域像として、障害のあるなしにかかわらず、互いのことを理解する機会を増やし、互いを認め合い、支え合うことのできる地域づくりを目指すという意見がありました。

障害特性への理解不足や偏見により、日常生活や地域活動等において不利益や生きづらさが生じている状況があります。障害の多様化等が進む中で、相互理解を深め、誰もが安心して暮らせる社会づくりが求められており、障害理解を促進し地域共生社会の実現を目指す施策をさらに推進していく必要がございます。

取組の方向性としては、区民及び事業者が、障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に関する知識を培うことにより、障害に対する理解を深め、適切に行動するための周知・啓発の推進、それから障害者等が安心して外出できる環境の整備、地域との交流・つながりの促進、障害当事者の権利擁護としての差別解消の推進としております。

続いて、11ページ、2番でございます。精神障害施策の推進ということで、背景・課題といたしまして、国連勧告及び国の基本指針で示す「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の考え方に基づき、長期入院している区民に対する動機づけ支援など地域移行を継続して進める必要があります。区におけるこれまでの取組から、複合化・複雑化した問題を抱える方やサービスにつながらない方の中には、精神障害を抱える方が多く潜在していると見られ



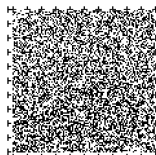
ており、精神障害者や精神保健上の課題を抱える区民等が必要な支援につながり地域で安心して暮らせるよう施策を推進する必要がある。障害の状態が固定されないという精神障害の特性に対応できる支援体制を充実させる必要がある。こころの病気は誰でもかかり得るものである一方、差別や偏見が依然としてあることから、その解消に向けて、当事者の実際の姿や声を施策に反映するなど、当事者やピアサポーターとの協同を進める必要がある。

取組の方向性としては、精神科病院の入院者の意向を踏まえた地域移行の着実な推進、当事者の地域における生活の定着支援の強化、当事者・ピアサポーターとの協同の推進としております。「協同」については下の※を御確認いただければと思います。

続いて、12ページ、3番、高次脳機能障害施策の充実です。こちらにつきましては、背景・課題といたしまして、令和8年4月に高次脳機能障害者支援法が施行され、地方公共団体には、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定することが求められております。「(仮称)世田谷区高次脳機能障害者支援における基本的な考え方」を踏まえ、支援体制の充実に図る必要がございます。高次脳機能障害は、本人・家族が障害を理解し、必要な支援につながるまでに時間を要する場合があることから、周知・啓発や早期に支援につながる仕組みが必要である。それから、高次脳機能障害の困り感は生活全般に及ぶことから、相談支援・医療・福祉・就労など多様な支援機関の連携が課題となっている。

取組の方向性として、「(仮称)世田谷区高次脳機能障害者支援における基本的な考え方」検討会において検討予定でございます。

続いて、13ページ、4の医療的ケア児・者の支援です。背景・課題につきましては、医療的ケア児・者が成長や心身状況の変化に応じて、必要な支援やサービスを継続して選択・利用できるよう、医療的ケア相談支援センターを核と

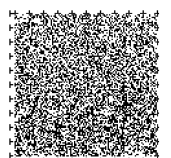


した専門人材の育成・連携体制を充実させる必要がございます。医療的ケア児・者が、地域の一員として様々な活動に安心して参加し、他の人とともに学び、遊び、関わりながら当たり前の生活を送ることができるよう、環境整備及び支援体制の充実が求められております。医療的ケア児・者を支えるきょうだいを含む家族の身体的・精神的負担を軽減するため、実態やニーズに即した相談支援やレスパイトなどのサービス拡充が必要となります。保育園、学校、生活介護事業所などにおいて、医療的ケアに対応可能な施設・サービスを、量・質の両面からさらに充実させる必要があります。医療・福祉・保育・教育等の関係機関が平時から連携し、災害時においても安心して在宅避難を継続できるよう、地域の支援体制や互助の仕組み、顔の見える関係づくりを進める必要があります。

取組の方向性としましては、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の確保、地域社会での多様な参加と体験を実現できる機会の創出、医療的ケア児・者を支えるきょうだいを含む家族への包括的支援とレスパイトの充実、医療的ケアに対応できる社会資源の量・質の拡充、関係機関の連携強化と災害時も含めた支援体制づくりとしました。

続いて、14ページ、5、災害への備えの推進ですけれども、背景・課題といったしましては、まず実態調査で、地域に支援が必要であることを申し出ている人は6.9%にとどまることや、停電に関する備えがないと回答する者が46.7%など、平時における備えやコミュニケーションが十分ではない様子が見てとれるため、地域と障害者のいる世帯との連携を図ることにより、地域防災力を向上させる必要があります。

続いて、災害が発生したときに困ることや不安なこととして、「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」が39.0%と最も多く、次いで「一人では避難できない」、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」、「避難所の設備が障害



に対応しているか不安」の順となっております。また、日常的な備品やローリングストックについては、34.4%の方がしていないと答えています。

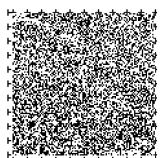
防災情報や災害時の避難情報などを確実に得ることができるよう情報提供・取得手法の在り方を検討する必要があります。

取組の方向性として、情報コミュニケーションの難しい障害者のための緊急事態における支援の検討、災害時の在宅避難を安心して継続するための備蓄等の促進、障害者や事業者・施設、地域住民等による災害に備えるつながりのさらなる促進としております。

続いて、15ページ、6、地域生活を支える仕組みづくりです。背景・課題ですけれども、実態調査では、「自分の健康や医療について困っていること」として障害の重度化や難病の悪化を挙げた人が12.6%、「主な介助者または支援者に関する不安」として介助者自身の高齢化を挙げた人が24.1%に上っており、障害者等の重度化・高齢化や親亡き後の問題が進行する中、緊急時や支援者不足等への対応、施設・病院からの地域移行の促進、親元からの自立を支える相談・支援体制の充実を図り、障害者やその家族が安心して地域で暮らし続けられるよう取組を進める必要があります。

障害者の地域生活への移行と継続支援を目的として開所した東京リハビリテーションセンター世田谷を中心に、地域課題として入所施設からの地域移行支援、地域移行後の生活継続支援の検討を進める必要があります。また、障害者の希望する暮らし方は様々であり、それぞれに合った生活を選択できるよう、各種支援体制の充実が必要となります。

重度障害者向けグループホーム等の整備においては、近年の建設費高騰や専門的スキルを持った人材の不足等の影響も受けて、新たな事業者参入が期待しにくい状況にある中、医療的ケアや強度行動障害など特に支援を必要とする方を受け入れるため、障害特性に応じた施設整備を推進していく必要があります。



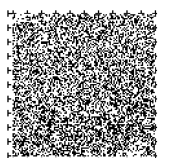
す。

実態調査では、「福祉施設利用後に困っていることはありますか」という問に対し、「通所先の送迎者やヘルパー等の支援により帰宅するが、家族または支援者が不在の場合、自宅で過ごすことが難しい」との回答が14.3%あり、18歳を超えた障害者が通所施設利用後に使える放課後等デイサービスと同等のサービスを含め、障害者の社会参加や家族の就労継続支援として、居場所づくりに関する取組を進める必要があります。

取組の方向性としては、地域生活支援拠点等、緊急時の対応や施設等からの地域移行推進を担う取組の実施、専門的なスキルを持った人材育成の強化、重度障害者向けグループホームの整備の推進、障害福祉サービス等終了後の夕方の時間帯における支援等、家族の離職を防止するための施策の推進としております。

続いて、16ページです。7番、人材の確保・定着・質の向上。背景・課題についてです。障害福祉サービス提供事業所向けの実態調査では、職員の過不足状況について、「大変不足している」、「不足している」、「やや不足している」が合わせて72.8%、また、事業運営上の課題として、「スタッフの確保」が46.9%と最も多く、次いで「設備・スタッフなどが不足し量的に利用者のニーズに応えられない」、「スタッフの人材育成」、「責任者など中堅人材の確保・育成」の順となっています。早期離職が多く人材が不安定であるため、現場での効果的な育成が実施しにくい。複合化した課題に対して安定した支援を継続できるように、支援者等がチームにより支援技術や取組事例を学ぶ必要がある。障害理解や事業所の環境整備を進めることにより、新たな人材の確保に向けた施策を推進する必要がある。

取組の方向性として、チームでの支援の質を高める技術や、困難事例への対応・専門性を高める技術を学ぶ等、職場の中核人材の育成につながる研修等の

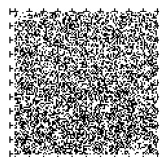


充実、ボランティアを含めた新たな人材の確保に向け、障害理解を進めるための施策の推進、人材確保・定着に向けた取組を支援するための事業所の環境整備の推進、施設や事業所の職員等の心身の健康を守る取組の推進としました。

続いて、8番の多様な働き方の拡大です。背景・課題につきましては、国の障害者基本計画において、雇用・就業は、障害者の自立・社会参加のための重要な柱であり、短時間雇用など、障害者の働きやすい多様な雇用・就業形態の促進を図ることとしています。実態調査においては、現在施設等に通所し今後一般企業への就職を望んでいる方に、「就職にあたりどんな支援を希望するか」を聞いたところ、「仕事への適性の見極め」が61.8%と最も多く、次いで「企業等での体験実習」、「求職活動の支援」、「障害がある人が働く企業等の見学」の順でございました。障害者がその能力や特性に応じて働くための機会の創出に向けて、就労相談から就労後のフォローまで一体的な支援体制の下、自らの意思に基づき、自らが望む働き方を選択することができるよう、多様な業種／職種や就労形態等の事業所見学や就労体験の場を確保し、就労に結びつける支援が必要になります。

取組の方向性としては、自らの意思に基づき、自らが望む働き方につなげるための就労支援の充実、せたジョブや農福連携事業をはじめ、就労に向けた自身が望む働き方を見極めるための事業所見学や仕事体験の場の充実や就労マッチングの推進としております。

最後に、9番、情報コミュニケーション推進・アクセス手段の確保でございます。背景・課題といたしましては、情報コミュニケーション・アクセスは、自身の意思表示、自己決定、望む生活の選択の前提となります。特に災害時において、情報コミュニケーション・アクセスは限定的な手段になりがちですが、障害者にとっては災害時こそ確保できていないと生命の危機につながるため、平時から様々な手段を確保しておくことが必要である。実態調査では、人



とのコミュニケーションが「一人でできる」が63.2%に対し、「一人ではできない」が30.4%、情報を入手する際やコミュニケーションを取る際の困り事が「特にない」は39%、「初めて行くところでは、不安になる」が2割半ばで、社会全体としては情報コミュニケーションに関し課題が多く存在している。全ての障害者があらゆる分野の活動に参加し自立した生活を送るため、情報の十分な取得や利用・円滑な意思疎通が重要であり、情報コミュニケーション支援の推進が求められています。

取組の方向性として、障害児者の情報コミュニケーションやアクセスについて様々な手段の確保、聴覚障害や視覚障害のある方への情報バリアフリーの推進、重度障害のある当事者の意思表出や意思疎通の支援を充実としております。

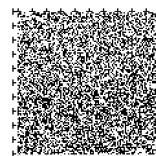
19ページに今後のスケジュールを載せております。今後、中間まとめ案、素案、答申案と進んでまいります。説明は以上になります。

○部会長 御説明ありがとうございました。

続いて、自立支援協議会から二次意見が出されています。資料2-1（参考）というものです。協議会の副会長である委員に補足がございましたらお願いいたします。

○委員 よろしく願いいたします。

自立支援協議会では、昨年度の最後の推進協議会でも一次意見ということで、8項目出させていただいたのですが、その後、自立支援協議会の本会や、その他各エリアの会議で出された意見として、医療的ケア児・者の問題はもうちょっと強く言うべきではないかという意見がありましたので、それを二次意見として、資料2-1、ページがなくてごめんなさい、3ページ目、医療的ケア児・者に関する課題についてということで出させていただきました。前回は、こうあったらいいなということで、もうちょっと整理した形で出させ



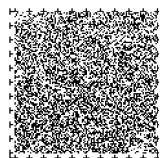
ていただいたのですが、時間がなくて文章形式になってしまったのは申し訳ないです。ただ、自立支援協議会としては、この問題は、とにかくケア児というところにスポットが行きがちだけれども、ケア児はいつか者になっていく。者になっていくときに医療との連携がより一層必要になってくる。それは、例えば脳性麻痺という障害があって、高齢化してくると、今まで難なく食事ができていたのが、嚥下が困難になってきて誤嚥性肺炎を起こすなんていうことが地域では結構起きている。これは医療との連携というか、計画にあったとおり、ライフステージの中で必要な医療をきちんと受けられる形を整えていこうということを、自立支援協議会としては付け加えて提案をさせていただいたということが一番大きいです。

もう1個は、人材育成の問題がやはり現場では非常に大きくて、課長の説明にもあったけれども、人材育成をしていくときに何が必要なのかというと、なかなか難しい。ボランティア活動を通して福祉や介助・介護に目を向けてもらうというのも大事かもしれないけれども、個人的には、やっぱりお金をもっともらえるとというか、賃金がもうちょっと上がっていかないと、なかなか人は集まらない。これは個人的な意見で、自立支援協議会がそう言ったわけではありません。でも、人材育成に関しては、一丁目一番地ではないけれども、一番に考えるのは生活の保障というか、働いて暮らしていけるかというのが結構ポイントではないかと思っています。

そんな形で自立支援協議会からは二次意見ということでお話をさせていただきました。ありがとうございます。

○部会長 委員、ありがとうございました。大きくは医療的ケアがある方への支援と人材の確保というところで、現場の実態をよく踏まえた御意見をいただけたと思います。ありがとうございました。

それでは、今の委員の補足、それからインクルージョンプラン全体について

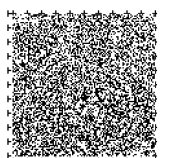


整理した説明をしていただきましたので、非常に広い範囲にわたることになりますけれども、委員の皆様それぞれのお立場で、御意見、御質問等があればお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。オンライン参加の委員の方も何かお気づきでしたら。では、委員、お願いいたします。

○委員 視力障害者福祉協会です。前回のとき体調不良で欠席しまして、意見用紙も間に合わなかったので議事録を読ませていただきました。残念ながら、私が出席していなかったので、情報コミュニケーションのところが、当事者の団体としても会員からももうちょっと後押しをしてほしいという要望を受けておりますので、付け加えさせていただきたいのですが、情報コミュニケーションの問題は柱の一つだということは本当に安心しました。

ただ、情報コミュニケーションって何なのだろうと。いろいろ条例をつくっても、視覚障害にとっては、特に文字の読み書きが困難であるということでのハード面、ソフト面、そして聴覚障害の方であれば、手話を含めた様々な支援が前に進んでいるけれども、まだまだ完璧ではない。情報コミュニケーションができていないということになると、もう一つの問題である災害問題がクローズアップされてしまいます。

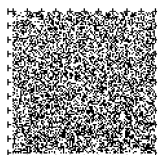
そこで、私もこの場で情報提供をさせていただき、また要望にもなるのですが、現在、東京都は、これから来年度に向けての予算要求とか、いろんなものが動いてきております。世田谷区は、情報コミュニケーションを解消していただくために、高齢者向けにはスマートフォン等の教室、そして障害向けということで私どもの視覚障害者協会に委託という形で、視覚障害者が視覚障害者に教えるということでのスマホ相談会を定期的に月1回やらせていただいております。これはとてもありがたいこととございます。ただ、ニーズが追いつかないぐらい求められている方が多く、スマートフォン等の支援はこれからも急務だと思います。御高齢の方はスマホにたどり着かずに携帯電話を使っている、



なかなか移行しにくいという課題はございますが、東京都のクーポン支援とか、3万円を助成するとか、日常生活用具の品目に判定されたということで、前に進められるということはとても大事なことだと思っています。

耳で聴くハザードマップというのがあるんですが、これは視覚障害だけではなく、聴覚の方も困難である方には文字で活用できる。多言語化にもなりますので、外国人の方も対象になります。この耳で聴くハザードマップというのは、まず世田谷区の場合は、一昨年に独自予算でこれを補っていただき、支援をしていただきました。しかしながら、東京都全区になりますと、非常に財政が厳しいところはなかなか独自予算でできないということで、視覚障害者の東京都の私たちの団体が要望をかけまして、おかげさまで東京都知事が都内全域の市区町村の予算を持とうということで了解をしていただき、本年度は活用することができるのですが、費用対効果が現れないと、令和9年度、東京都は独自の自治体予算でやっていこうではないかという恐ろしい話が出ています。それで、私は、そうではならんということを申し上げていまして、世田谷だけではなく、東京都盲人福祉協会と申しますが、この団体で要望をかけていまして、来年度に期待しているわけです。

申し上げたいこととして、耳で聴くハザードマップは、昨年、聴覚障害者のスポーツの祭典であるデフリンピックにも活用され、視覚・聴覚の方だけではなく、あらゆる方たちが簡単に、例えば現在地からスマートフォンを使って、どこに逃げるができるかということがいち早く分かるものであり、東京どころか全国的に普及されているのです。これは東京都の福祉局ではございまして、防災ですから総務局、世田谷区であれば災害対策課長宛てに、来年度これをどうするかということで、様子を見るということが出ています。私どもは、これを継続していただければ、無料のアプリでありながら、東京に来たら使えなくなるなんて、こんな不名誉はないよねと。こんなことはあり得な

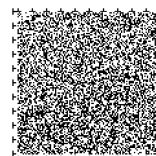


いということで、何とか一丸となってやらせていただいております。私も世田谷区さんとは関わりがありますので、引き続き、情報コミュニケーションの一手段としてスマートフォン、そして、人的ということで人の支援で、災害が起きたとき、どこに逃げるかとか、日頃からの自助・共助・公助を大切にしていただきながら、情報コミュニケーションはとても大事なことであるということ、柱としてこれからも強化していただきたいということがございます。

2つ目として、今、副会長からお話も出ておりましたが、いわゆる福祉現場の担い手、これは賃金の問題もあると思います。品川区は独自で補填をして、これは介護現場のほうになりますが、介護報酬の単価のほかに特別でお金をつけてやろうという試みもございます。世田谷はそれをまねしろということは難しいことかと思えます。ただ、やはり育成をしていきながら、相談支援、そして、ぽーとを含めた様々な連携というのは大切にし、例えば大学のインターンの方とかも含めた若いメンバーが福祉現場に魅力を感じ、4年間の在学中であっても一生懸命やっていただいて、もし田舎に帰ったときも、このようなことが生かされるという人材育成の柱になれる自治体だと思っていますから、先ほどから言っている情報コミュニケーションの問題、それから人材の育成、こういったものについては、ぜひこれからも柱として強化していただければと思っています。前回発言ができませんでしたので申し上げさせていただきます。長くなってすみません。以上です。

○部会長 委員、ありがとうございました。情報コミュニケーションということで、スマホの活用などが防災などにも非常に有効であると。私も断片的な理解しかできなかったもので、細かい情報を改めていただければと思いました。

あと、人材の育成ということで、先ほど委員が強調してくださったところと重なる。特に、世田谷は大学なども多いということを活用してという貴重な御意見をいただきまして、これはぜひ生かしていけたらと思います。事務局のほ



うで何かあれば後でまとめて御発言をいただければと思います。

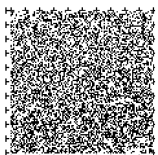
ほかに委員の方で何かございましたらお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。委員、どうぞ。

○委員 世田谷区手をつなぐ親の会です。私から3つばかり発言させていただきます。

一つ目は、「18歳の壁について」です。東京都では区内施設の視察等を踏まえ、今年度から18歳以上の障害者の夕方支援の受け皿として「区市町村障害者の居場所づくり促進事業」の新規予算が措置されましたが、各事業所がどのように取り組みを進めていくかは課題であり、区として後押しとなる仕組みや支援があるのかを確認したいです。

二つ目は「医療的ケア児の卒後の受け皿について」です。近年、小児医療の進展により、活動性の高い医療的ケア児が増え、知的障害の特別支援学校にも在籍していると聞いており、卒業後に従来の重度心身障害向けの生活介護施設では活動内容が合わない場合があります。そのため、就労継続支援B型事業所を希望する場合に備え、看護師配置や通所時の移動支援など、必要なサポート体制を検討していく必要があると思われます。

3つ目は「情報コミュニケーションの改善」についてです。東京都で「東京都障害者情報コミュニケーション条例」が制定されましたが、知的障害者への配慮の視点が弱いと感じます。知的障害のある人は情報取得が難しい場合が多く、「やさしい日本語」を用いた案内が重要です。特に災害時の放送は難解な表現が多く、理解しづらいことから、定型的なアナウンスとやさしい表現のアナウンスを交互に流すなどの工夫を区として検討してほしいと提案した。また、スマートフォンでの情報提供についても、分かち書き表示や読み仮名表示など、理解を助ける機能の活用が有効であり、知的障害のある人にも分かりやすい情報提供の仕組みを検討していただきたい。

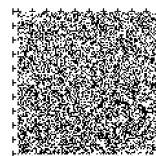


○部会長 委員、ありがとうございました。大きく3点でしたけれども、18歳の壁、それから医療的ケアという中でも動く、身体的にはかなり力のある方の支援、それから情報の壁ということで、知的障害の方に分かりやすい情報コミュニケーションという御指摘もいただきました。それぞれ本当に整理をしなくてはいけない課題かと思いました。ほかに何かお気づきの委員の方がいらっしゃいましたらお願いをしたいと思います。では、委員、お願いします。

○委員 世田谷区重症心身障害児（者）を守る会です。よろしく願いいたします。私も気づきをお伝えしたいと思います。

まず、今の流れで医療的ケア児・者の支援というところですが、私の子どもも医療的ケアを必要とする子どもです。酸素を24時間吸入と、夜間、人工呼吸器を使っているような子どもですが、卒業後の通所先、将来の選択肢が看護師配置ありきなのです。そうでないと日中の時間を過ごすことができないということが一番なのです。本人の意思とか、本人の気持ちとか、今までの就学期間に積み重ねた能力とか、そういう部分では全くなくて、看護師さんが医療的ケアを通所時間にやってくくださるか、くくださらないかというのが現実です。就労Bのほうに希望なされた、今年3月に卒業された光明学園の卒業生も、日中に看護師配置がないということで諦めて、生活介護の事業所に通うという実例がありました。医療的ケアとなると必ず看護師がという部分が出てきますので、全施設に看護師を配置していただき、ケアを日中に実施していただけるような環境づくり、整備をしていただきたいというのを一番にお伝えしたいと思います。

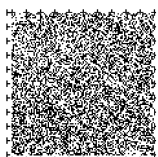
あとは医療の移行期があるのです。成育医療研究センターで生まれ、育て、診ていただいて、15歳ぐらいになったら、そろそろ病院を移行してくださいと言われるんですが、なかなかそれがうまくいかなくて、最近、世田谷区は訪問診療がかなり充実してきていまして、そちらのほうに移行される方がいるんで



すけれども、難病指定を受けている人、まだ認定されていない人、まれな疾患は、急変する場合があります、そういうときにどの病院に行っても理解をしていただければ、まず救急車から搬送してもらえないという事実がありまして、世田谷区は医療的ケア児・者の数が多いので、どうぞ病院間でつないでいただきたいと思います。病院間の連携を充実していただく、それもライフステージに沿った支援ですね。そのように流れていけばと思っております。

あとは災害への備えの推進という部分ですが、在宅避難を安心して継続するための備蓄等の促進は、実態調査では備えがないという人が多いのもちょっとびっくりするところではあります。最近よく山林火災、世田谷区に山はありませんけれども、ああいうときの火災を見ていて、飛び火とかがあるじゃないですか。そうすると、家で在宅避難できないなと思ったんです。そういうとき、私たち障害者は福祉避難所に行きたいと思います。公助として福祉避難所の整備もやはり基本のところを押さえていただきたいと思います。まずは避難所に行き、その後の流れで福祉避難所へという流れがずっと変わらないのですが、障害の特性理解を進めていただければ、それでは違うなという部分があるのではないかなと当事者としては思っております。ぜひ福祉避難所の充実もお願いしたいと思っております。

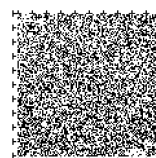
最後に、18歳の壁等々ですけれども、地域生活を支える仕組みづくりのところで、「放課後等デイサービスと同等のサービスを含め、障害者の社会参加や家族の就労継続支援として、居場所づくりに関する取組を進める必要がある」という部分ですが、これは時間の延長だけではなくて、やはり質の確保をお願いしたいと思います。時間が長ければ、就労されている親御さんは、それで就労の継続は確保されるかもしれませんが、子どもとして、親御さんが帰られるまでの1時間か2時間をただ延長して、いたらいという話ではないので、時間の質の確保・充実をぜひお願いしたいと思います。例えば、私たちの



子どもたちは、何でも能力を習得するのに時間がかかるので、生涯学習の導入など、時間をかけて充実した人生を送れるような取組を考えていただきたいと思います。長くなりましたが、以上です。

○部会長 委員、大事なお指摘をありがとうございました。卒業後の進路先として看護師さんがというのは、自立支援協議会の保育所の問題からも出ていたと思うんですが、その配置ということや、小児期から成人期に移行するときの主治医というか、ここはどの重心の団体もおっしゃるところですけれども、このあたりのこと、それから災害時の福祉避難所の充実、それから夕方のケアというところで、世田谷はすごく独自の方針を出してくださったと思うんですが、その場合の質の確保という大事な御指摘をいただきました。大事な御意見をたくさんいただいたので、ぜひ生かしていきたいと思いますが、事務局からコメントをお願いいたします。

○障害福祉部長 では、障害福祉部長から、多岐にわたるので全てのことに答えられるかどうかはあれですけれども、大きく3つあったと思うんです。まず、18歳の壁につきましては、前回か前々回かお話ししたかと思うんですが、精神障害者の場合は、夕方の居場所、いわゆる放課後等デイサービスに類するサービスがないということで、1年ちょっと前ですか、私と保坂区長と副区長の3人で、それぞれ厚生労働省と東京都に掛け合って、これまで世田谷区も法外サービスというか、障害者総合支援法の地域生活支援事業の日中一時支援で独自にやっている事業所が1か所あるのですけれども、それを一つのモデルケースとして、今も支援しているのですが、区の持ち出しが多くて永続的な制度にならないということで、厚生労働省の事務次官と東京都の担当副知事に直接申入れを行いまして、正直、厚生労働省のほうは、なかなか予算的に厳しいと。ただ、精神障害者の夕方の居場所は大きな課題であると認識はしているというお話をいただきました。東京都のほうは、東京都なりに検討してみましょ

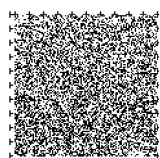


うという話だったのですが、早速、今回の当初予算で、支援をする自治体に東京都が支援するという制度をつくりました。世田谷区が言ったのに、世田谷区がそれを利用しないわけにはいかないということで、今回の2定の補正で組んで精神障害者の居場所を行う。例えば生活介護の延長をやるパターン、就Bの延長をやるパターン、それとは全く違う場所で独自にやるパターンも全て支援するという形で、今、制度を整えているところでございます。

ただ、18歳の壁といいましても、その制度ができたから精神障害者全員が居場所ができるかというと、人材確保との関係も場所の関係もありまして、なかなかすぐにオールクリアにはならないと思いますが、まずは着実に一步進めていきたい。先ほど委員もおっしゃっていましたが、質の確保、ただそこにボーっとしているだけでは意味がなくて、今、独自にやっているところは余暇活動をやっているのです。私も参加しましたが、かなり楽しいというか、すごく有意義な時間を過ごしているなと感じましたので、まずは第一歩として今年度から踏み出せると考えています。

2つ目の医療的ケア児・者に関しては、これは国立成育医療研究センターの先生も言っておりましたが、今、動ける医ケア児とおっしゃっていましたが、私も現実ですたすた歩くというか、走っている子を見て、えっ、この子は医ケアですかと、ちょっとびっくりしたというか、そんな子がいるんだと思ったのをすごく覚えています。

医療的ケア児・者に関しましては、当然看護師の配置が必要になってくるのですが、世田谷区としては、ここ数年、毎回毎回、医療的ケアのスコアの重い方を受け入れれば、より多くの運営補助がもらえるという仕組みを整えていますので、まずはそこを活用して、事業者のほうで、これまで受け入れられなかったけれども、ちょっと重い方も受け入れようかなというインセンティブを与えられるような制度にしております。

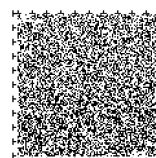


あと、これは私なりというか、成育の先生の受け売りですが、事業者側が、医ケアと言った瞬間に、「ああ、うちでは無理です」というのがあるのですが、実を言うと、医ケアにも様々いまして、重い方もいますけれども、この方だったら見られるかなというのが結構あるのです。だから、食わず嫌いじゃないですが、まず事業所側の認識の転換も必要ではないかと私は思っています。それは成育の先生が言っていましたし、実際そうだろうと思います。そういうことも含めてやっていく必要があると思います。

それと、病院間の連携に関しては、病院は都道府県行政に入りますので、なかなか市町村の言うことを聞いてくれないというのはあまり言えないのですが、そこも医師会の先生方とやるのがいいのか、病院長会みたいなものもありますので、そういうところで言うてみるのもいいのか、そこは今後の課題かなと思っています。

情報コミュニケーションと防災ですが、資料の9ページを見ていただいて、私も改めて思うんですが、重点取組に関しましては、この9つが別々に独立しているわけではなくて、例えば、委員からもあったとおり、9の情報コミュニケーション推進と5の災害への備えの推進というのは関連性がかなり強い。当然、情報コミュニケーションの中には社会参加、文化参加みたいなものもあるのですが、命を守るための災害時における情報コミュニケーションは極めて重要だと思いますので、そこは東京都でやっている制度もにらみながら、災対とも話し合いながら、区としてもできることをと思います。

あと、福祉避難所のことを最後に言っていました、制度上、福祉避難所は、高齢・障害の場合は、一旦一時避難所という小中学校の体育館に避難して、その中でトリアージをした上で、この方は福祉避難所のほうが良いという判断をして福祉避難所に行ってもらおうのですが、私も高齢福祉課にいたからよく分かるのですが、高齢のほうはそのやり方がよいのです。でも、障



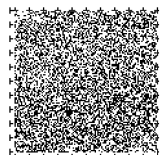
害の場合は、指定福祉避難所という考え方なのですが、この方はこの避難所に直接行ってもらおうというのが多分うまくはまると思っていますので、そこは支所とも調整しながら、まだまだマッチングできていませんけれども、やっていく必要がある。だから、ふだん通っているところであれば、利用者側も御家族も施設側も、そのほうがやりやすいという声もいただいています。

高齢のほうは大体特別養護老人ホームですが、もともと入所している方がいて、ロビーとか空いている部屋で違う方を受け入れるという形なので、その状況になってみないと分からないのです。いきなり来てもらっては困ると。だから、まず体育館に行っていていただいて、この方は体育館で生活するのはなかなか難しいねという場合は特養、では、どこの特養へ行くかみたいな二段構えで、障害は二段構えではなくて、恐らく直接、中には在宅でいたほうが良いという方もいると思いますので、そこは当然御本人と御家族で話し合っただけで決めていただくのがよろしいかと思います。

先ほども言いましたけれども、重点取組につきましては、例えば人材の確保・定着、これは「質の向上」が抜けていますが、これは②、③、④、⑥あたりと関連性が強いというふうにも思っていますので、一応皆様の意見も聞いた上で、この9つに整理しましたがけれども、当然この9つが独立しているわけではなくて、項目によって密接に絡みながら、お互い連携しながら。これは区の縦割りみたいにならないように、障害施策推進計画なので縦割りにしてもしようがないので、そこは皆様方の先ほどの意見も踏まえながら、しっかりと書き込んでいきたいと思っています。以上です。

○部会長 部長、ありがとうございました。細部にわたってまでいろんな検討をしてくださっているというのも再確認しましたが、オンライン参加の委員、御意見がとおりだということですので、お願いいたします。

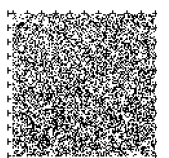
○委員 特に要望ということでもないのですが、高次脳機能障害者と家族の会



ですけれども、法律で高次脳機能障害者支援法が施行されたことで、高次脳機能障害の家族会は、みんないろんなことに期待が始まっているという状況にあると思います。高次脳機能障害というのはまだ世の中にあまり知られていないとすごく感じていて、要望というよりは、世の中の人にそういう不思議な障害があるということを知ってほしいというのが一番です。高次脳機能障害はこういう障害ですと言えないのが難しいところで、人によって全然違って、記憶がすぐになくなってしまう人もいれば、言葉がしゃべれなくなってしまう人がいたりとか、今まで慣れていたところで迷子になってしまう。原因が交通事故とか脳卒中とか、脳のどこを損傷したかによって、人によって全然障害の内容が違うという不思議なものを一律に高次脳機能障害と呼んでいる、そのあたりを理解してほしいくて、そういうのを皆さんに知っていただければ、高次脳機能障害の支援は一律にこういうものが必要ですというのではなくて、高次脳機能障害のこの人の障害という形で1人ずつ個別に、この人にはこういうことが必要だということを、時間をかけて対応してくれるような支援策が多分今スタートしたところだと思うので、今後にとっても期待しています。よろしくお願いします。以上です。

○部会長 委員、大事な御指摘をありがとうございました。発達障害者支援法ができてから発達障害の方への理解や支援が進んだみたいな話もあって、高次脳機能障害の場合も同じような流れで進めていただくことになるのかなということも思いますが、今の御意見について、何か事務局からございますか。

○障害保健福祉課長 障害保健福祉課長でございます。委員から御意見をいただきまして、ありがとうございました。まさに高次脳機能障害は、今年の4月に支援法ができて、自治体としても、ここに書いてありますように、総合的・計画的に支援をしていかなければいけないということで、今まで区が行ってきた支援の中でもいろいろ課題が見えてきているところでございますので、



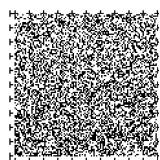
その辺の課題を含めて支援を拡充していこうということで、今回、重点取組にも入れさせていただきました。まず知ってほしいという御意見がありましたけれども、知っていただくということも含めて、高次脳機能障害の方の社会参加に向けて支援を拡充できればと思っております。ありがとうございました。

○部会長 課長、ありがとうございました。委員、お願いいたします。

○委員 ありがとうございます。東京都自閉症協会と申します。

私からは3点申し上げたいのですが、まずは①障害理解の促進・差別解消の背景・課題のところ、「周囲の人の障害への理解」という選択肢の回答数が全体では19.4%のところ、精神・発達障害では4割近いということ、あと、「差別や偏見を感じたことがありますか」というところで、知的・発達・精神で「ある」、「少しある」が5割を超える回答ということで、様々な障害をお持ちの方の中で、精神・発達・知的障害の方の被差別感が強いということが数字として表れていると思います。

その背景には、学校現場での支援は大分進んできたように思いますが、⑧多様な働き方の拡大でも、一般企業への就職を望んでいるけれども、適性に合う仕事になかったりとか、体験実習ができたらいけれども、そういうことがないので不安であったりとか、受け入れる会社の数、質の不足というところで、私どもの会にも最近直接お電話してこられるのがすごく多いのが精神障害の成人当事者の方です。一様に言われるのが、やっぱり職場での差別、職場でうまくいかないとか、ひどい目に遭って鬱になったとか、そういった方が多いです。ですので、多様な働き方の拡大というところで、実は私の娘も先日ゆにさんに相談に行かせていただいて、せたジョブがありますよということを御紹介いただいて、とてもいい取組だなと思ったんですが、ぜひそういう取組を広げていただいて、就労に不安のある方が安心した状況の中で、お試しのようなスポットで働いてみることをできる取組をぜひ増やしていただきたいというこ



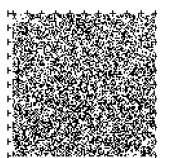
と。

2点目は、先ほど委員から、知的障害の方の情報アクセスのために「やさしい日本語」という御指摘がございましたけれども、知的障害のない発達障害の方でも、ざわざわしたところだと重要な放送が聞き取れないとか、視覚的な情報が多過ぎると本当に大事なところがどこなのかが理解しづらいとか、そういう困難もございますので、そういった点も含めて、取組の方向性というところに加えていただければと思いました。

先ほど委員から、ある程度の年齢になったら転院を勧められるという御指摘がございましたけれども、実は児童精神科でもそういうことが昨今頻発しておりまして、今、5歳児健診という取組も広がっておりますが、早期発見、早期療育ということで、早期発見を目的に、就学前に診断を受けたいという方が増えているのはいいことなのですけれども、その影響で、ある程度の年齢、低いと12～13歳になったら転院してくれと言われるという声も聞いております。いざ転院となったら転院先が見つからないということが多発しているのです、そういったことについても、専門医を増やす取組とか、病院間の連携とか、精神・発達の方でも似たような現状があるということは御理解いただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○部会長 委員、ありがとうございました。委員からも障害理解の促進・差別解消で働く場との関係もという御指摘をいただきましたし、3点目におっしゃった児童精神科もそうなのかと。すみません、私はあまり知らなかったのですが、けれども、十分考えられることかと思いますが、やっぱり成人期に移行するときのこと。それから情報保障、これも発達障害の方に応じてというのは本当に大事なかなと思います。では、委員、どうぞ。

○委員 区民委員です。8番の多様な働き方の拡大のお話ですが、私も企業で働いていて、障害者雇用に関わっていた身としては、企業サイドのニーズと障



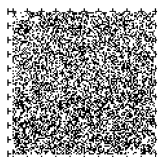
害者の方とどのようにマッチングさせるかというのは非常に難しいと感じていました。

障害者の方を採用したあとに、その方の障害に応じて配慮すべきことは配慮し、特に安全面の配慮を一番にしながらやっていました。うまく仕事が続いているかなと思っていても、当人としては何らかの理由で辞めてしまうケースがありました。企業は本当に色々な障害の方を採用します。そうすると、それぞれに対応するといってもやっぱり個別になります。個別でどこまでケアできるかという、8割、9割ぐらいは配慮できたとしても、残り1～2割のところで不満やミスマッチが出てしまい辞めてしまう。それがひょっとしたら差別と受け取られることもあるのかもしれないと思います。

障害者以外の従業員が、どのように障害者の方と向き合うかというのは非常に難しい問題です。最初の障害理解の促進・差別解消というのが一番大きな課題と思いますが、では、障害者以外の人たちは一体どうやって障害者と向き合って、理解するかという議論は、この協議会の中ではあまりできていないのかなと感じます。私の中でも答えはもちろん出ないのですが、障害者以外の人たちにより働きかけていく方向を出していくことが、大切なのではないかなと思います。今、障害者雇用の話があったので、御参考までに企業側の立場として発言させていただきました。

○部会長 委員、大事な御意見をありがとうございました。企業で障害がある方と働いていた立場での御意見で、このあたりは2番目の条例のこととも関わってくるかなと思いますが、今いろいろお聞きしていて、企業の中だけで解決するのではなくて、関連する就労支援の機関がいろいろあるので、委員、何か補足があれば。

○委員 ハローワークとしては、企業も求職者の方もいわゆる中立な立場で見ますので、お互いに大変なところは分かるのですけれども、こちらだけをかば



うとか、そういうのはなく、公平な目で見るとしかないので、お互いに配慮の面に対しても、企業側もできる範囲も決まっていますし、本人が望むことが100%できるわけでもないのです、お互いの寄り添いが重要なポイントになってくるかと思います。

あと、多様な働き方の拡大のところで、区の方と支援の必要というので関係性を持って我々も一緒に進めていきたいと思っております。また、秋の就職面接会も一緒に進めてまいるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。大事な御意見をたくさんいただいているので、それぞれいただいた意見は計画に反映できたらと思います。

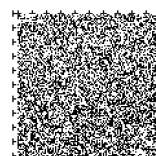
そして、もう終了時間が近づいておりますが大変申し訳ないのですが、2番目に条例の改正についてということで用意をしていただいておりますので、この説明を課長からお願いいたします。

○障害施策推進課長 それでは、資料3を御覧ください。手短かに説明させていただきます。

条例改正に向けた検討についてということで、国連の障害者権利委員会からの日本政府への勧告及び勧告に対する障害者関係団体からの要望等を踏まえて、次期のインクルージョンプランの策定とあわせて、改正に向けた検討を進めてまいります。

2の条例の概要につきましては記載のとおりでございます。3ページから9ページまでに添付しております。

3番の改正検討の背景と4番の改正の方向性とまとめてですが、4番のほうを御覧ください。権利委員会からは、総括所見に含まれる全ての勧告の重要性が示されていますけれども、早急な措置が求められるものとして特に「自立した生活及び地域社会への包容」、「インクルーシブ教育」の2点が強調されてい



ます。

なお、インクルーシブ教育につきましては、世田谷区教育委員会において、勧告の内容を踏まえて、せたがやインクルーシブ教育ガイドラインを令和7年3月に策定し、このガイドラインに基づいて着実に推進しているところでございます。

ですので、「自立した生活及び地域社会への包容」に加えて、近年、「障害者の意思決定支援」の重要性、それから障害当事者が主体的に区政に関与する「区政への参加・参画」の必要性を勘案し、この3つを検討の柱として、これから議論を進めていきたいと考えております。

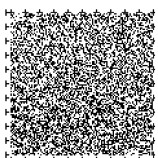
検討体制につきましては、申し上げたとおり、次期インクルージョンプランの策定とあわせて、障害者施策推進協議会で議論を行っていただくこととし、その他、自立支援協議会や障害者福祉団体連絡協議会等に対して、検討状況を報告しながら意見等を適宜反映させてまいります。

今後のスケジュールにつきましては10ページのとおりでございます。説明は以上です。

○部会長 御説明ありがとうございました。最初に部長から、世田谷の条例ができたときと国連の総括所見が出たのがかなり近かったみたいなお話を聞いて、そういうところもあって、しっかり世田谷では条例改正を検討してくださっているということも再認識をしましたが、この条例改正の関連で何か御意見、御質問がおありの委員の方がいらっしゃいましたらお願いをいたします。では、委員、どうぞ。

○委員 視力障害者福祉協会です。今、区民委員の方から出た中で、視覚障害者団体の代表として、逆に、社会が前に進んだと感じられた経験が幾つか出てきています。ちょっとヒントになりますので報告したいと思います。

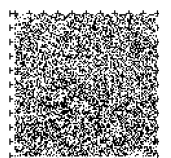
合理的配慮の問題と、世田谷区さんは受入れをしていただきましたが、私た



ちは特に移動の問題が課題でした。移動ができないから、同行援護は使えないからということが課題だったのですが、重度障害者の通勤支援事業を取り入れていただいたことによって、企業に安心して就労することができるようになっているのです。今、私たちの仕事として、主に企業へのヘルプキーパー制度が前に進んでいまして、正社員にはなかなかありませんで、短期就労になります。3年契約で、ハローワークを通じたり、アスリート雇用とか、いろんなことで企業が前に進められました。1人で来られなかったら採用しないという大きな壁がありました。それが前へ進むことによって、ロービジョンだけではなく全盲も、特別支援学校を卒業した者がはり・きゅう・マッサージの仕事に従事し、頑張ってステップアップして企業に勤めているというのが、今、私は胸を張って8人送り出しています。

そのようなこととともに、企業がようやく前に前にと。50人以下で必ず1人採用しなければいけないんだけど、いないので一月5万円の罰金を払えばいいということではなく、障害者は障害者らしさを受け入れてください。そして、君が来たから、うちの部屋はよくなったよと、うれしいお言葉もいただいているのです。特別支援学校にも、働いたことによって先輩が後輩につなげるという連携感は、私たちの団体も少しずつ前に進んできたかなと思っています。

そして、世田谷区さんにとっても前に進んだこととして、障害者の就労の枠で非常勤の枠です。私も最初は存じ上げなかったんですが、ロービジョンの視覚障害の方が非常勤職員として2人採用されているそうです。今まで視覚障害者が全く働いていなかったということで苦言ばかりだったのが、前へ前へと進められたのは、様々な制度が緩和されて、この制度を使えば企業もやっていけるという喜びと安心感、そして当事者が関わる、汗をかくということがとても大事なことだと思っています。



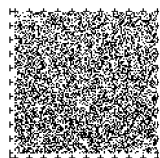
いろいろ課題はたくさんあります。でも、このようなことができれば、私たち障害者であっても働くこと、単に年金だけで生きていくだけではありません。そのように前に進められることは、今回の条例の中においても、合理的配慮という課題に入っていますので、これは絶対にこれからも継続し、世田谷らしさのいろんな部分を組合せしてやっていただければ、国連の批判というか、様々な課題が前に必ず進み、最初の頃に障害者差別解消法ができたときの千葉県のことを思い出していただいて、世田谷はすごいというような、単なる話題ではなく、全国に波及効果が現れるものにしてもらいたいと思います。頑張っていきましょう。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○部会長 委員、とてもうれしい情報提供をいただきまして、ありがとうございました。移動の課題がクリアされたことで職場が広がった、まだ在学している方にとっても、それは大きな意味があるというお話もいただいて、ありがとうございました。こういう成果を出せるように条例改正が前へ進むといいと思いましたけれども、ほかに何かございますか。

それでは、時間に制約があるものですから、まだ御発言できていない方もたくさんいらっしゃると思うんですが、意見用紙等も活用していただいてと思います。申し訳ありません。

最後に、事務局からの連絡に移らせていただきます。

○障害施策推進課長 では、事務局から事務連絡の前に、玉川砧薬剤師会の委員から、スペシャルオリンピックス日本夏季ナショナルゲーム・東京について、区の広報や後援の状況について御質問をいただいております。知的障害のある方のスポーツトレーニングとその成果発表の場である競技会であり、区内でも6月5から7日、9月4から6日に駒沢公園総合運動場で陸上競技等が行われるということですが、スポーツ推進課の課長、すみません、端的に御回答をお願いしたいと思います。



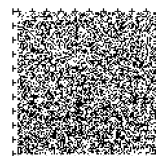
○スポーツ推進課長 スポーツ推進課長でございます。委員から御質問いただきました件についてお答えいたします。

この事業につきましては、令和8年3月10日付で世田谷区の名義使用の承認をしております、使用を承認する名義としては世田谷区後援となっております。後援名義を承認する事例は年間で160件ほどございまして、全件で広報協力をしているわけではないという現状がございます。ただ、今大会につきましては、先ほど課長からも説明がありまして、知的障害のある人たちのスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会であるという大会の趣旨を鑑みますと、区民周知を行う意義も十分あると考えられますので、主催者の方に区ホームページで大会URLを掲載してよいかどうかを確認して、掲載する準備に入っているところでございます。委員、御質問ありがとうございます。以上でございます。

○部会長 今、委員も手を挙げてくださっていて、貴重な情報提供をいただいたと思うのですが、委員、どうぞ。

○委員 ありがとうございます。薬剤師会でございます。薬剤師という立場ではないのですが、実は私、神奈川県でスペシャルオリンピックスの医療班のボランティアではないのですが、呼ばれてボランティアみたいなことをやらされていて、その関係でいろいろこういう情報が入ってきていまして、すみません、先ほどの課長のお話のとおり、私の資料がちょっと古かったもので、5月15日付のプログラムにはちゃんと後援として世田谷区と世田谷区教育委員会の名前が載っております。ありがとうございます。

前も言いましたけれども、スポーツの場は障害者にとって居場所になるのです。いい例が、2024パリパラリンピックで、卓球で和田選手が金メダルを取られたのですけれども、この方は知的障害者で、ずっとひきこもりだったのが、スポーツによって世間に出られるようになって、いろいろ社会的な関係性もで



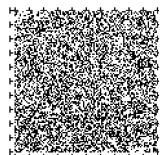
きてきたというお話を承って、やはりスポーツは非常に大事なんだな、一つの居場所としてつくれるんだなというのをずっと思っていて、駒沢公園は一般観覧もできるそうなのです。この広報によって一人でも多くの区民の方に見ていただいて、こういうことをやっているんだと障害についてもっと理解を深めていただいて、その中で私も協力しようという方が一人でも多く出てくればいいかなという考えです。

教育関係、大学関係、日体大の先生にも一度話したことがあるのですが、教員課程の一つの修得科目として障害者のスポーツのボランティアとか、そういうのをつukれないのですかと言ったら、文科省の絡みがあって、そういうのはなかなかできないというお返事をいただいたのですが、人材とか資源が少ない中、理解を深める意味でも、資源を増やす意味でも、区のほうからもうちょっといろいろ活動していただければというのが希望でございます。すみません、お時間をいただきましてありがとうございます。

○部会長 委員、本当に大事な御意見をいただけたと思います。ありがとうございます。委員、どうぞ。それから、デフリンピックでも去年随分いろんな変化が出たのかなと。委員、何かあれば。

○委員 スペシャルオリンピックスはアメリカ発祥の国際的なスポーツ団体であり、日本には全国組織と都道府県の地区組織があり、私は東京の地区組織の役員を務めています。世田谷区および区教育委員会にも後援をいただいていることから、学校の保護者への周知について教育委員会へ相談していたところ、本日、支援教育課から連絡があり、調整が整ったとの報告がありました。区内小中学校の児童生徒は1人1台の情報端末を所持しており、配信アプリを通じて、今週中または来週初めに、児童生徒・保護者向けの案内を配信していただく予定です。

大会については、駒沢公園で陸上・卓球・フライングディスクの競技が行われ、



区外の会場でもさまざまな競技が行われます。詳細はスペシャルオリンピック日本のホームページに掲載されているので、ぜひ確認してください。

○部会長 ありがとうございます。本当に世田谷はいろんな活動があつて、世田谷区民もたくさん活躍をしてくださっているというのも再認識しましたが、委員、もしパラリンピックやスポーツというところで何か御意見があればお願いをしたいのですが、急に振ってごめんなさい。

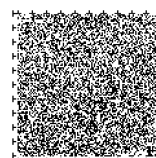
○委員 ありがとうございます。去年はデフリンピックがありまして、皆さんの御協力が無事に終わりました、ありがとうございます。デフリンピックは知名度もオリンピックやパラリンピックと比べると大変低かったのです。12%ほどでした。それが最終的には認知度も70%ということになりました。そんな認知度に上がりましたが、デフリンピックは聞こえない人のオリンピックということだけを知ったということで、本当の理解まではまだまだかなという状況です。デフリンピックの価値というのですか、それを今後、手話等の理解にもいろいろ深めていきたいと期待しております。ありがとうございます。

○部会長 委員、急にすみません。ありがとうございます。委員がおっしゃるように、本当にスポーツというのは大きな力を発揮するなと改めて思いました。

それでは最後に、事務局から連絡事項が3点ほどあるということですので、お願いします。

○障害施策推進課長 本日は貴重な御意見、本当にありがとうございました。事務連絡は3点です。

まず1点目は、意見提出のお願いです。もしも本日の協議会についての御質問や御意見がございましたら、6月9日火曜日までとしておりますので、よろしくをお願いします。お配りした用紙のほか、ファックスや電子メールで御提出いただければと思います。もしもあれば、よろしくをお願いします。



2点目、本日の議事録についてです。作成したものを後日皆様にお送りいたしますので、御確認のほどよろしく願います。

3点目です。次回の日程ですけれども、7月6日月曜日の開催となりますので、御予定のほどよろしく願います。事務局からは以上となります。

○部会長 特にオンライン参加の委員の方、発言しそびれていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるのではないかと思います。意見提出は6月9日までということですので、ぜひお願いをしたいと思います。

このことをぜひ皆さんにお伝えしたいという委員の方がいらっしゃればお願いをしたいと思います。委員、どうぞ。

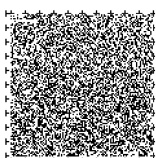
○委員 意見と質問の提出についてですけれども、質問に対する回答はいつぐらいにももらえるものなののでしょうか。質問を出すでしょう。書いて出したときに、それに対する回答は次回のときまでという感じで、大分時間が空いてしまうのでしょうかね。それとも、回答を早めにももらえるものなのかなという確認をしたかったのです。

○障害施策推進課長 ありがとうございます。できるだけ速やかに回答できるようにしてまいります。御質問いただいた方に御連絡を差し上げたいと思います。以上です。

○委員 それは全体には返らないのですか。先ほどここで発言したことは議事録として全員が見ることができる。質問用紙に書いたことの答えは全員が見ることはできないのですか。

○障害施策推進課長 全員が見られるようにいたします。最終的に、こういう回答をしたということで、御質問とこちらの回答をまた皆さんに返したいと思いますので、よろしく願います。

○委員 次回までという結構長くなってしまって、質問したほうも何を言ったか忘れてしまったりすることがあるので、早いといいなと思いました。



○部会長 委員、ありがとうございました。では、事務局、よろしくお願いいたしますします。

本当に申し訳ありません。予定の時間を大分過ぎてしまいましたし、発言しそびれている委員の方がいらっしゃると思うんですが、意見用紙の活用など、よろしくお願いいたしますします。

それでは、以上をもちまして本日の障害者施策推進協議会は閉会とさせていただきます。皆さん、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 8 時17分閉会

